

新かがわ中小企業応援ファンド等事業 国内食品見本市出展事業
第 57 回スーパーマーケット・トレードショー2023
「香川県ブース」装飾等業務 仕様書

■業務名

「第 57 回スーパーマーケット・トレードショー2023」における香川県ブースの設営・装飾・撤去等業務

■展示会概要

展 示 会 名	第 57 回スーパーマーケット・トレードショー2023
会 期	令和 5 年 2 月 15 日(水)～17 日(金) 3 日間 10 時～17 時(最終日は 16 時まで)
開 催 場 所	幕張メッセ
出 展 主 旨	香川県の主要産業の一つである「食品産業」について、県産食品の認知度向上を図り、ブランド力向上を目指すべく、国内最大級の食品関連見本市「第 57 回スーパーマーケット・トレードショー2023」に香川県ブースを出展する。
出 展 者	38 社程度(県内食品関連企業等 34 社程度及び中川塾)(中川塾は 4 社分)
出 展 内 容	希少糖商品、麺類、醤油、佃煮、オリーブ加工品、農産加工品等を出展予定
出 展 規 模	19 小間(タテ 14.25m×ヨコ 12.0m)
県 ブース 配置	9 ホール 小間番号 9-311(別添ブース配置図参照)
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.smts.jp/ (必ずご確認ください。)

■業務内容

業 務 内 容	■第 57 回スーパーマーケット・トレードショー2023「香川県ブース」の設営・装飾その他関連業務 ・「香川県ブース」のデザイン、設計、施工、設営、装飾、撤去等 ・開催期間中の「香川県ブース」の管理(不具合への対応等) ・スーパーマーケット・トレードショー運営事務局との連絡・調整等(出展全般) ・「香川県ブース」出展者への説明、連絡・調整等 ・その他関連業務
ス ケ ジ ュ ー ル	・スケジュールの詳細及び施工の進捗管理は、別途打合せとするが、2 月 14 日(火)正午迄に「香川県ブース」の引渡しが可能となるよう施工を完了すること。 ・施工及び撤去等について、スーパーマーケット・トレードショー事務局が定めるスケジュールを遵守すること。
費 用	・見積限度額 5,232,000 円以内(消費税及び地方消費税込)

■香川県ブースについて

1. 全般

19 小間(タテ 14.25m×ヨコ 12.0m)の香川県ブースにおいて、香川県内食品関連企業の「企業展示スペース 38 社程度分※中川塾含む(4 社分スペース)」及び「バックヤード」を設置する。関連法規、展示会場及び第 57 回スーパーマーケット・トレードショー2023 出展要項等を熟知し、「香川県ブース」の円滑かつ安全な設営・管理等及び財団に対して適切な助言等を行う。

2. 配置

(1) 展示会場全体の動線を考慮して、「香川県ブース」内へ来場者を引き込み、かつ全出展物を効率的に見学できるようなブース形状とすること。

(2) 出展スペースを最大限活用すること。

(3) 香川県ブース内に次のブースエリアを設けること。

① 小豆島の食品関連企業（10社程度）※を集めた「小豆島ブース」を設置すること。

ブース上部に「小豆島ブース」ネオンサイン等を設置し、視認性を高めること。

（小豆島ブースの簡易なコンセプトシート（A4用紙1枚程度）の作成）

② 小豆島ブース内に「中川塾」を設置（ネオンサイン等は不要だが、ネームプレートの作成・設置は必要）。（中川塾ブースの簡易なコンセプトシート（A4用紙1枚程度）の作成。

※「中川塾」のコンセプト＝小豆島の食品産業の魅力を小豆島町内の事業を営む若手、次期経営者を中心に組成したメンバー。

※中川塾のブースは1社ずつ分離する必要はなく、4社分のスペースを活用し、中川塾のコーナーを構成すること。

③ 希少糖またはオリーブ入り商品を出展する企業（2社程度）を集めた「地域資源活用ブース」を設置すること。

当該ブースについては、会場の通路沿いのいずれかの場所に配置することとし、ブース上部に「地域資源活用ブース」ネオンサイン等を設置すること。また、香川県の地域資源＝オリーブと希少糖であることが一目して判別できるよう工夫を凝らし、視認性を高めること。地域資源活用ブースの簡易なコンセプトシート（A4用紙1枚程度）の作成をおこなうこと。

④ 更に、三豊市の食品関連企業（2社程度）※を集めた「三豊市ブース」及び、香川県信用農業協同組合連合会の取引先の食品関連企業（2社程度）※を集めた「JAバンク香川ブース」を設置すること。

⑤ 上記の「小豆島ブース」、「地域資源活用ブース」「三豊市ブース」「JAバンク香川ブース」以外の出展者※については、「一般ブース」とする。

(4) 香川県ブース入口の上部に「うどん県。それだけじゃない香川県」のイメージ資料（ロゴ等）を使用するとともに、「香川県」の表記を併用するなど、香川県ブースが容易に確認できる仕様・配置とすること。3密（密閉・密集・密接）を避けるような配置とすること。

※なお、ブースの企業数が増えた場合は、変更対応のこと。

3. 床面

・パンチカーペットを敷設すること。

・各社の個別ブース前面のパンチカーペットについて、「商談用スペース」部分と、「通路部分」で異なる色を配し、両者の違いが明確に判別できる状態にすること。（通路部分は通行性・回遊性を高め、バイヤーを引き込む動線とし、商談用スペース部分では立ち止まってゆっくり商談できる環境を整備すること。）

・一般社団法人全国スーパーマーケット協会が作成する「出展の手引き」（以下「手引き」という。）を参照し、足元サインを適所にあしらうなど、ブース内で来場者が適度な間隔を保てるよう、工夫を凝らすこと。

4. 基礎工事及び電気・水道関係

(1) 造作工事を行うにあたり必要な基礎工事を行うこと。

(2) 香川県ブースへの1次側幹線工事（総容量：出展企業スペース用 30kw程度、バックヤード 15kw程度、電気使用料金を含む）及び小間内電気工事（バックヤードを含む）を行うこと。

（ブース設営・出展状況により、電気容量が増えた場合は対応のこと）

(3) スポットライト等の照明を効果的に配置すること。

(4) コンセント等は必要な場所へ適切に配置すること。

(5) 出展者は「試食」を実施する予定であるため、手引き及び出展細則で定める「試食」提供

の為に必要な設備（手洗い、手洗い石鹸、ペーパータオル、消毒液、蓋付きごみ箱、流し槽）をバックヤードに配置すること。設置するごみ箱の種類については、手引き 5P 目に記載の「廃棄物の処理について」に適合したものを選定すること。なお、各出展者ブースにおけるアルコール消毒液設置及び試飲・試食提供に係る飛沫防止対策については、各出展者において行うものとする。

- (6) 各出展者ブース以外の共有通路部分、香川県ブース全体の出入り口部分に来場者手指用アルコール消毒液を適当な間隔をあけ、設置すること（会期中は必要な補充に努めること）。バックヤードに設置している共通什器等については、定期的に清拭消毒を行うこと。
- (7) マスクを着用せず来場した来場者に交付することを念頭に、予備の使い捨てマスクを 200 セット用意すること。
- (8) 香川県ブース全体における廃棄物の処理ルールについて、手引き 5P 目に記載の「廃棄物の処理について」に適合した香川県ブース内全体ルールを設け、各出展者への周知をはじめ、香川県ブース全体でルールが徹底されるよう協力すること。
- (9) その他、設置する電気機器・水道機器に応じた適切な電気・水道関係の対応を行うこと。

5. その他造作・装飾

- (1) 香川県、「食品産業県・かがわ」の魅力を全国に発信できるような装飾になっていること。（「うどん県。それだけじゃない香川県」、「希少糖」のロゴマークや画像の使用等）
- (2) 香川県が出展するブースであることを PR するため、ブース上部に来場者の目に留まるサインタワーを設置すること。なお、今年度から装飾についての高さ規制が変更になっているため、十分に留意すること。
- (3) 「小豆島ブース」や、「地域資源活用ブース」、「三豊市ブース」、「JA バンク香川ブース」の装飾、その他ブースの装飾は、「香川県ブース」全体として一体感のあるものにすること。
- (4) 「小豆島ブース」は、瀬戸内海の島のイメージが特色づけられる装飾にすること。
- (5) 「地域資源活用ブース」においては、希少糖のイメージカラーであるピンク色と、オリーブのイメージカラーである緑色系統の色彩をうまく取り合わせ、地域資源活用ブースとして一体感を持った装飾に努めること。当該ブースの出入り口近辺の装飾には、「この事業は、中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を活用して実施しています。」の印字を施すこと。また、当該ブースにて出展する会社のうち、希少糖を用いた商品を出展する会社については、会社名の左側に、希少糖ロゴマークを設置すること。
- (6) 「三豊市ブース」及び「JA バンク香川ブース」、は、それぞれの市ブースである事を、ブース上部装飾並びに社名板の装飾等により表現すること。ただし、装飾の視認性について、各ブースエリアの主張（視認性）が過度とならず、全体として香川県ブースであることの視認性が優先となるよう工夫を凝らすこと。
- (7) ブースの装飾について、香川県公式観光サイト『うどん県旅ネット』フォトダウンロードページから写真を適宜ダウンロードの上、装飾に活用することは可。
<https://www.my-kagawa.jp/photo/>
- (8) バックヤードは外部から見えないようにし、施錠が可能なものにすること。
- (9) バックヤード内部には、冷蔵庫や給排水設備の上部等の空間を利用して軽量の荷物を保管できるよう、フレームを組んだ荷物置場を設けること。
- (10) 来場者に危険が及ぶおそれのある装飾や展示会場の装飾規約に違反するようなものは設置してはならない。
- (11) ブース設営時及び撤去時には、作業員の体調管理に万全の注意を払い、作業人員氏名の把握と記録、毎日の検温対応を必ず行い、体調不良の者及び 37.5℃以上の発熱が認められた者については、作業にあたらせないよう徹底すること。
- (12) 手引き 6P 目「ブース責任者の皆様へ」に記載するスタッフ行動把握及び検温・記録対応の

徹底を目的にした、香川県ブースの全出展者を対象にした管理・運営方法について、提案を行うこと。

- (13) 香川県ブース内に、全出展者が共用で使用可能な新型コロナウイルス感染防止対策を施した商談スペース（机 1 つ程度）を設けること。また、会期中は同スペースの感染防止策の効力が維持されるよう留意すること。
- (14) 本年度については、出展細則にて自社小間外でのチラシ配布、呼び込み等が禁止されていることから、それらに因らず、自社小間内から通路を往来する来場者に対して実施できる効果的な PR 施策（誘導手法・サイン等）について、提案を行うこと。

6. 必須となる装飾、備品等

- (1) 県内食品関連企業展示スペース 38 社程度分（出展企業 34 社及び中川塾 4 社程度分含む）

（企業ブースごとに）

- ・ 照明（内容及び数量は、ブースデザインに合わせて設定すること）
- ・ コンセント 各ブースに 1 か所（中川塾分は 2 か所）
- ・ 社名板 各 1 枚（フォントは、統一されたものであること）
- ・ 商品名板 各 1 枚（フォントは、統一されたものであること※各社代表商品 1 品）
- ・ 展示台 各 1 台
- ・ ごみ箱（小） 各 1 つ
- ・ イス 各 1 脚
- ・ 貴名受 各 1 つ

※ オリーブオイル等の危険物品を展示・試食提供する数社が、展示・試食できる様、必要な数の消火器を設置する等の措置を行うこと

- (2) バックヤード（共用設備に対応した面積）

- ・ コンセント（共用設備に対応した数）
- ・ 共用冷蔵庫（1,000 リットル程度） 1 台
- ・ 共用冷凍庫（1,000 リットル程度） 1 台
- ・ 共用給排水設備 3 つ程度（出展細則における「試食」提供可能となる、「加工」の基準を充たすこと：手洗い、手洗い石鹸、ペーパータオル、消毒液、蓋付きごみ箱、流し槽の設置）
- ・ 冷蔵庫や給排水設備の上部等の空間を利用して軽量の荷物を保管できるよう、フレームを組み荷物置場を設けること。
- ・ テーブル（調理台：180 c m×60cm 程度）×8 台程度
- ・ イス 8 脚
- ・ ごみ箱（大） 3 つ（燃えるゴミ等を表示し、必要となるゴミ袋を用意すること）
- ・ スチールラック 2 台
- ・ ハンガーラック 2 台（十分な数のハンガーを備える事）
- ・ IH コンロ 4 台（100V、1,300～1,400W 程度）
- ・ 電子レンジ 1 台（一般家庭用相当）

※必要・許容範囲に応じ、備品個数、サイズ感の変更に対応すること。

- (3) その他

- ・ 来場者使用用アルコール消毒液及びスタンド 3 セット以上（補充・交換用液含む）
- ・ 来場者配付用予備マスク 200 枚程度
- ・ 出展者検温用非接触式体温計 3 セット以上
- ・ ブース外ストックルームに設置するスチールラック 2 台

□その他

1. 関連法規、展示会場、「第 57 回スーパーマーケット・トレードショー2023 出展細則」等を熟知し、香川県ブースの円滑かつ安全な設営・管理等及び財団等に対して適切な助言等を行うこと。
特に今年度については、新型コロナウイルス感染症対策で、従来とは異なる記載項目があるので、あらかじめ SMTS 事務局に確認・注意のうえ、企画提案内容に反映すること。
2. ブースの設営～撤去等作業（電力等の供給に関する工事を含む）のほか、主催者事務局（必要な場合は警察、消防、保健所、会場事務所、電気工事事業者、水道工事事業者も含む）との折衝、各種申請手続き等の支援も含むこと。
※2 月 17 日の撤去作業については、原状回復が 22:00 以降に完了していない場合、罰則規定（22:00 以降原状回復ない場合 1 時間あたり 1,000 千円※1 時間未満切り上げ・税別）が存在するため、21:30 までには撤去の上、現状回復のこと。
※罰則が課せられた場合は、受託者において支払いを行うこと。
3. 設営、撤去等で生じた廃棄物の処分について責任をもって処理すること。
4. 会期中の廃棄物の処分を毎日行うこと。
5. 会期中、ブースの管理、主催者事務局との連絡調整等のため、要員を会場内に配置すること。
6. 費用には、要員の滞在費等も含む。
7. 出展する県内食品関連企業への説明会（12 月または 1 月に高松市内で開催予定）において、注意事項や工事・設備等の申込等の説明を行うこと。
8. 出展企業が各展示スペースにおいて、独自に冷蔵・冷凍展示台、調理器具等及びコンセント等の電気工事を必要とする場合は、出展企業と直接交渉のうえ誠実に対応し、レンタル料及び電気工事費を直接出展企業に請求すること。
9. 天災その他予期せぬ事由（新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含む。）に基づく経済情勢の激変等により、当該展示会が中止された場合又は出展を中止する場合は、それまでに完了した業務に係る経費を上限に（ただし、契約額以内で、財団が適当と認める範囲に限る）、協議の上、委託料を変更し支払うこととする。
10. 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度財団と協議すること。

以上